

# 事業用建築物の廃棄物保管場所等設置基準細則

事業用建築物で延床面積が 500 m<sup>2</sup>以上の建築物

## 1. 目的

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱第 10 条に規定する廃棄物の保管場所等の設置基準細則を定める。ただし、家庭廃棄物の保管場所等については別に定める。

## 2. 保管場所等の設置基準

### (1) 設置の基準

- ① 家庭廃棄物の保管場所又は他の用途と兼用でないこと。
- ② 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。排出量が不明の場合は、別表の基準を参照すること。
- ③ 建築物 1 棟につき、一箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- ④ 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積み込み、又は清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- ⑤ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- ⑥ 同一敷地内で建築物以外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を排出する場合は、幅員が 4 メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

### (2) 構造の基準

- ① 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。
- ② 換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ③ 運搬車が横付け又は内部へ侵入できる構造とすること。
- ④ 出入り口は、作業員若しくは収集車が出入りするの十分な幅及び高さを確保すること。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

### (3) 附帯設備の基準

- ① 仕切りの設備、色彩又は形状等で区分された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ② 廃棄物の飛散及び臭気の流出並びに鳥獣等の侵入を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。なお、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ③ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- ④ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

### 3. 保管設備に関する基準

#### (1) 容器の場合

- ① 軽量で持ち運びが容易であること。
- ② ふたにより密閉でき、容器の転倒によりふたの外れないものであること。
- ③ 汚水が漏れず、容易に破損しない強度、耐久性を有するものであること。
- ④ 収集作業を困難にするおそれがないものであること。
- ⑤ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

#### (2) コンテナボックスの場合

- ① 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
- ② 折りたたみ式のふたを付けること。
- ③ 運搬車との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。
- ④ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

#### (3) 自動積込貯留方式の場合

- ① 運搬車と適合する仕様であること。
- ② 臭気及び汚水の流出を防止し、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- ③ 運搬車への積み込みの際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ④ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

#### (4) その他の設備の場合

- ① 取扱いが安全かつ容易に行えるものであること。
- ② 臭気及び汚水の流出を防止する構造であること。
- ③ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

### 4. 保管場所等の維持管理等

- (1) 事業者は、常に、保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
- (2) 事業者は、廃棄物の分別、運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは速やかに適切な措置を講じること。
- (3) 事業者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所等が本細則で規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 事業者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

#### (附則)

この基準は、平成7年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表

施設用途別廃棄物産出基準（参考値）

施設の用途	1日当たりの排出基準（以上）
事務所ビル	0.04 kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設	0.03 kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食店）	0.20 kg/m <sup>2</sup>
店舗（物品販売）	0.08 kg/m <sup>2</sup>
ホテル	0.06 kg/m <sup>2</sup>
学校	0.03 kg/m <sup>2</sup>
病院・診療所	0.08 kg/m <sup>2</sup>
駐車場	0.005 kg/m <sup>2</sup>
鉄道駅舎	0.005 kg/乗降客